

## 公益社団法人水戸市シルバー人材センター就業期限の設定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益社団法人水戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。) 会員就業規約第2条の規定に基づき、会員の就業機会を適正かつ公平に提供できるようにするため、就業期限の設定について必要な事項を定めるものとする。

(対象の業務)

第2条 この基準の対象となる業務は、公共団体又は公共的団体から受注している公益的な業務で、別表に定める業務とする。

(就業期限)

第3条 会員が同一の場所で同一の業務に年間を通して継続的に就業できる期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者との契約に従い1年以内とする。ただし、次年度も継続して受注できたときは、その期限を更新することができるものとする。
- (2) 期限の更新は、3年を限度とする。ただし、他に就業に適した会員がいない場合は、3年以内に限りさらに更新することができるものとする。
- (3) 当該業務における1月当たりの就業日数はおおむね月10日以内とし、1日当たりの就業時間は8時間以内とする。

(就業の中止)

第4条 前条の規定にかかわらず、理事長は、就業会員が業務執行上適格性を欠くと認められる場合は、就業適正化措置要領第4条に基づき措置するものとする。

(業務の提供)

第5条 センターは、当該業務に就業を希望する会員に対して、あらかじめ第3条に規定する就業期限、就業時間及びその他必要な事項を明示し、合意を得たうえで業務を提供する。

(傷病等の期間)

第6条 就業会員が傷病等により休業し、支障なく就業復帰できる場合は、その間の職籍は継続するものとする。

(就業の終了等)

第7条 センターは、第3条の規定により就業の終了を決定された就業会員に対して、原則として3月前までに文書をもって通知するものとする。

2 センターは、前項の規定により就業を終了した会員が他の就業を希望した場合は、本人の希望、適正等を考慮したうえで、就業機会の確保に努めるものとする。

(就業の交替)

第8条 当該業務に欠員が生じた場合は、原則として、未就業会員の中からあらかじめ就業を希望する会員を選定し、研修を実施したうえで順次就業の交替を行う。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 25 年 4 月 25 日から施行し、同月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に就業している会員の就業期限については、改正後の第 3 条第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 3 この基準は、平成 27 年 9 月 30 日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 4 この基準は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この基準は、平成 29 年 2 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則(令和 2 年 3 月 30 日告示第 9 号)

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

公益的な業務の対象とする業務

1 継続的施設管理等業務（公共）8件

番号	発注先（水戸市分）	業務名
1	地域安全課	放置自転車撤去
2	五軒市民センター	市民センター管理
3	道路管理課	水戸駅南口広場管理業務
4	都市計画課	水戸駅北口広場管理業務
5	〃	違反広告物撤去作業
6	中央図書館	図書館図書コンテナ整理業務
7	ごみ対策課	ごみ収集袋等管理及び配送業務
8	文化交流課	平和記念館管理

2 継続的施設管理等業務（準公共）11件

番号	発注先（外郭団体）	業務名
1	水戸市公園協会	百樹園維持管理
2	〃	保和苑維持管理
3	〃	七つ洞公園維持管理
4	〃	千波・平和公園管理
5	〃	大塚池公園，赤塚駅南公園管理
6	水戸市商業・駐車場公社	赤塚駅北口駐車場管理
7	〃	水戸駅南パーキング管理
8	水戸観光協会	神社下，千波湖西側駐車場管理
9	水戸市国際交流協会	国際交流会館管理
10	水戸市社会福祉協議会	福祉ボランティア会館管理
11	水戸市シルバー人材センター	公用車運転業務（運搬班・訪問ふとん乾燥サービス事業）